

ご連絡・質問

千葉市中央区中央4-10-8 光建ボイス千葉中央7階
石川英夫法律事務所 石川英夫 様
千葉県 千葉市中央区 新田町 23-15 K16 ビル 305 号
TEL 043-445-7352/FAX043-445-7353
陽だまり法律事務所 石川さやか 様

2018年1月24日

東京都 [REDACTED]
共同親権運動ネットワーク
電話・ファックス 03-[REDACTED]
担当 [REDACTED]

お世話になります。

共同親権運動ネットワークの [REDACTED] と申します。

この度、 [REDACTED] さんから、母親である [REDACTED] 様の代理人である貴職らが、11月21日付で [REDACTED] さん方に送付されたファックスと、貴職らが裁判に提出された陳述書について、懲戒請求をされたとの情報提供と人権救済の相談を受けました。事実確認とともに、貴職らの見解をお聞きしたく、以下に質問のファックスを送らせていただきました。

貴職からの回答を検討させていただいた上で、必要があれば当会のホームページ及びニュースサイトで記事等にして公表する予定があります。したがって、本質問のファックスとその回答については、その中で紹介させていただく、公開のものとしてご了承ください。

1 [REDACTED] さんによれば、11月21日付の貴職らのファックスによれば、審判で決まったこと以上に面会交流の機会を持つことをお断りしているとのこと。一方で、 [REDACTED] さん側は、母親との間で合意書があり、母親側は、2007年に、 [REDACTED] さんからの面会交流の申出に対して誠実に協議するとの合意書を [REDACTED] さんと交わしています。一見して民事契約の債務不履行の通知に見受けられ、貴職らの回答はその幫助と受け取れますが、この点について貴職らのご見解をお聞かせください。

2 [REDACTED] さんが授業参観への出席を取りやめない場合に、お子さんである [REDACTED] さんが授業参観を取りやめる可能性を母親側とその代理人がほのめかすことは、子どもの欠席を利用して来校を阻止する恫喝と受け取られかねません。その点について、貴職らはどのようにお考えですか。

3 子どもが親の来校について嫌がることも子どもの成長の過程であることですが、 [REDACTED]

さんは父親ですので子どもの参観日に出席することはありますし、これまでもそうであったと聞いています。しかし、■さんの説明や貴職らのファックス内容を見る限り、母親側は、父子関係について周囲に説明していなかったようです。そのような状況で、子どもが父親に学校で接するのに困惑することはありうるのですが、なぜ母親側は説明をしていなかったのですか。

4 それとも何が■さんが出席することで、■さんに危害を及ぼすような状況が新たに生じたのですか。

5 ■さんは■さんが学校に来たことを母親に話したとき「嫌だね」と言われたことで、父親に会わせたくない母親の意図を認識していることを、調査官調査で述べているとのことですが、この点について間違いありませんか。

6 母親の意図を知り母親と暮らす■さんに学校を休ませる行為は、父子関係を悪化させることにつながると思われますが、この点についての貴職らの見解を教えてください。

7 ■さんは、怪我の原因について言いたがらない■さんに気を使って、母親に原因を聞いたにすぎないと述べています。なぜ教えないのですか。また、母親が教えなければ■さんが聞いたことも■さんは知らないはずですが、なぜ■さんが母親に怪我の原因について聞くことが■さんを傷つけることになるのですか。

8 ■さんによれば、過去お子さんが面会交流の拡充を望んだことがあり、調査官調査で面会交流を楽しく過ごしていることを、お子さんたちが述べていたこともあったと言います。仮にそうでなかったとしても、母親側は高裁決定で面会交流の拡充を促されています。成長の過程で、お子さんが面会交流を望まなくなったというのであれば、子どもの意思に左右されない過去、母親側の代理人として、どのように母親側に交流の拡充を働きかけたのか教えてください。

9 現在進行中の親権者変更の審判において、貴職らはお子さん2人の陳述書を提出しています。■さんについては千葉家裁の審判で調査官調査がなされていますが、なぜあらためて母親の「会わせたくない」という意図を知っているお子さんに意見を表明させ、母親側の証拠として提出したのですか。

10 貴職らは、お子さん2人の代理人ではないですが、陳述書にはどのようにして書かれ、貴職らはそれをどう入手したのですか。また、そのような調査をするにあたって、父親である■さんは意向を聞かれていませんが、そういった調査が、裁判所の調査以上に客観的であり、証拠能力があると判断した理由を教えてください。

上記質問に対する答えは1月29日までに上記連絡先■までファックスにて送付下さい。